

2023年12月

株主各位

株式会社ベネッセホールディングス

### 文書送付ご案内

本書面は、ブルーム1株式会社が作成したものであり、ブルーム1株式会社の依頼に基づき、当社が代行してお送りするものです。

本書面の内容につきましては、当社が責任を負うものではございません。本書面に関するご不明点等につきましてはブルーム1株式会社に、公開買付けの応募事務手続に関するお問い合わせについては、公開買付代理人（予定）の野村證券株式会社の本店又は全国各支店にお問い合わせください。また、具体的な応募手続きにつきましては、公開買付開始時にお送りいたします「応募事務手続きのご案内」をご確認ください。

なお、当社の公表資料については以下の当社ウェブサイトをご参照ください。  
MBOの実施の一環としてのブルーム1株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ（ベネッセホールディングス）：  
<https://pdf.irpocket.com/C9783/MH4b/P8F6/OSH5.pdf>

2023年12月

株式会社ベネッセホールディングスの株主の皆様

公開買付者 ブルーム1株式会社

代表者名 代表取締役 Ryan Robert Patrick

### 株式会社ベネッセホールディングスに対する公開買付けについて

拝啓 株式会社ベネッセホールディングスの株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

株式会社ベネッセホールディングス（以下「ベネッセホールディングス」といいます。）の創業家である福武總一郎及び福武英明（以下「創業家」といいます。）並びに EQT AB Group（以下「EQT」といいます。）傘下のファンドが出資するブルーム1株式会社は、2023年11月10日

付「ブルーム 1 株式会社による株式会社ベネッセホールディングス（証券コード 9783）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）のとおり、ベネッセホールディングスの株式の非公開化を目的として、ベネッセホールディングスの株式等を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを予定しております。

また、本公開買付けについて、ベネッセホールディングス取締役会の全会一致によるご賛同及び株主の皆様への応募推奨をいただいております。

ベネッセホールディングスは、「『人』を軸として、赤ちゃんからお年寄りまで、お客様一人ひとりに寄り添い、地域に根差し、お客様の『よく生きる』を一生を通じて支援する」という経営理念に基づき、サービスを提供してまいりました。株主の皆様にも支えられ、また、経営理念に基づくサービスがお客様に高く評価された結果、今日、教育及び介護・保育の各分野において、幅広い顧客基盤と圧倒的な認知度を誇り、信頼されるブランド力を有するに至っています。

ブルーム 1 とは、創業家とスウェーデンに本社を置くプライベート・エクイティ投資会社である EQT が出資する会社です。EQT は、1994 年に設立された、スウェーデンに本社を置き、「企業を『Future-proof』（将来にわたり持続的に価値がある企業へと変革）し、世の中にポジティブなインパクトをもたらす」というパーカスに基づく投資活動を行う、プライベート・エクイティ投資会社です。現在 EQT は、50 を超えるアクティブランドを通じて約 2,320 億ユーロの運用資産を有しており、欧州、アジア、北米にわたる 20 の国でオフィスを構え、約 1,832 名の従業員と約 1,000 名を超えるアドバイザーのネットワークを有しております。EQT は、持続的な成長と長期的な価値創造に注力しており、投資家、企業の経営陣及び従業員並びに顧客を含むあらゆるステークホルダーに対して価値を提供することをその投資の根幹に据えております。

創業家は、EQT の持つ教育・介護分野における豊富な投資経験と業界知見も活用し、ベネッセホールディングスの変革事業計画の達成を全力で支援するとともに、ベネッセホールディングスの経営陣及び従業員の方々とともに世界中のあらゆる世代に「よく生きる」を提供するグローバル・プラットフォームの実現を目指したいと考えております。また、EQT も、創業家と同じ志を抱くパートナーとして、ベネッセホールディングスの更なる成長と共に取り組んでまいります。

ベネッセホールディングスの株主の皆様におかれましては、本プレスリリースもご覧いただき、本公開買付けについてご理解を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

## 記

### よくあるお問い合わせについて

#### 公開買付けに関するお問い合わせ

Q. 株式の「公開買付け」とは何ですか？

A. 不特定かつ多数の者に対して、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行い、原則として、取引所金融商品市場外での株券等の買付け等を行う制度です。金融商品取引法に定められた条件及び手続に従って行われます。

Q. 公開買付期間中でも市場で売買はできますか？

A. 市場での売買は引き続き可能です。

Q. 応募されたすべての株式が買付けられますか？

A. 公開買付けが成立した場合には、応募した全ての株式を買い付けます。

なお、公開買付けには応募株式数の下限を設定していますので、応募株式数が下限に到達しない場合には、公開買付けが成立せず、応募株式の全部の買付けを行いません。この場合、応募されても売却はなされず、お手元に株式が残ることになります。また、公開買付届出書に記載する、法令上例外的に認められている撤回事由が今後生じた場合には、当社は本公開買付けを撤回する場合があり得ますが、そのような撤回事由がなく、応募が下限に到達した場合には、応募した全ての株式を買い付けます。

#### 公開買付けのスケジュールについてのお問い合わせ

Q. いつから公開買付けに応募できますか？

A. 2024年2月上旬を目途に公開買付けを開始することを目指しております。公開買付けのスケジュールについては、決定次第速やかにお知らせいたします。

Q. 本公開買付けの公開買付期間、公開買付価格、決済日は？

A. 公開買付け開始は、2024年2月上旬を目途に目指しており、公表日の翌営業日から20営業日（又はこれを超える日数）の買付期間を予定しております。決済日は、公開買付期間の末日から5営業日後を想定しております。

Q. ベネッセホールディングスは上場廃止となるのですか？

A. 公開買付けが成立した場合、スクイーズアウト等の所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。

## 応募のお手続き関連のお問い合わせ

Q. 公開買付代理人はどの証券会社か？

A. 公開買付代理人は本プレスリリースのとおり、野村證券株式会社となる予定です。

Q. どこで応募手続きをすればよいのか？

A. （野村證券に口座をお持ちの場合） 口座を開設いただいたお取引支店へご連絡ください。

（野村證券に口座をお持ちでない場合） 応募に際して野村證券にて、口座開設が必要になります。

口座開設の具体的な手続きについては、公開買付代理人である野村證券の最寄りの本店又は全国各支店までお問い合わせください。

野村證券店舗一覧：

<https://www.nomura.co.jp/branch/list.html>

具体的な応募手続きにつきましては、公開買付開始時にお送りいたします「応募事務手続きのご案内」をご確認ください。

以上

### 【勧誘規制】

- ・ 本文書は、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本文書は有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【将来予測】

- ・ 本文書には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。
- ・ 本文書の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本文書の中の「将来に関する記述」は、本日の時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

### 【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第 13 条(e) 又は第 14 条(d) は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及びベネッセホールディングスは米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

### 【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本文書の発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本文書を受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。